

第4次町田市農業振興計画

「市民と農をつなぐ」

魅力ある町田農業の推進

～ 担い手が育ち、活躍するまち「町田」～



市民と農がつながり

いいこと
ふくらむ
まちだ



2017年3月
町 田 市

はじめに

町田市の農業は、生産者と消費者との距離が近いという都市農業の特徴を活かし、市民に良質な農産物を供給していますが、近年では農業者の高齢化に伴う担い手の減少、遊休農地の増加といった様々な課題を抱えております。

2015年には、都市農業の振興に関して基本的な理念及び今後の施策運営の方向性を示す、都市農業振興基本法が制定されました。これを受け、同法の主旨を踏まえつつ、町田市の農業が持つ課題や期待に対応すべく、2017年度から2026年度を計画期間とする第4次町田市農業振興計画を策定いたしました。



本計画では、第3次町田市農業振興計画の評価や町田市の農業の現状と課題を踏まえ、目指す将来に向けた方向性として計画の基本理念を『『市民と農をつなぐ』魅力ある町田農業の推進』としました。

市民は、市内産の農産物の購入や農業体験を通して農に魅力を感じ、理解を深めることで農業を支えます。一方、農業者は、市民のニーズに応えるため、安心安全な農産物を生産します。このように都市農業の推進は市民と農業の間につながりをもたらし、お互いに支えあっていくことで町田の農業が魅力あるものになると考えています。

本計画の特徴として、農業全体を「担い手」「農地」「販売」「市民と農とのふれあい」の4つの視点で掘り下げており、基本理念を実現するための具体的な実行計画を含んだ計画としています。

本計画を実行するにあたっては、農業者や町田市農業協同組合等の関係団体、事業者や市民の皆様が一体となって取り組んでいくことが重要です。今後も皆様からご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました町田市農業振興計画策定検討委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げます。

2017年3月

町田市長 石坂丈一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の主旨と背景	1
（1）計画策定の主旨	1
（2）計画策定の背景	1
2. 計画の構成	2
3. 計画期間	3
4. 計画の位置づけ	3
第2章 町田市の農業の将来像	4
1. 基本理念	4
2. 町田市が目指す農業の将来像	4
（1）「担い手」における将来像	5
（2）「農地」における将来像	5
（3）「販売」における将来像	5
（4）「市民と農とのふれあい」における将来像	6
第3章 町田市の農業の現状・課題	7
1. 町田市の概況	7
2. 町田市の農業の現状	9
（1）第3次計画の評価	10
（2）担い手の現状	11
（3）農地の現状	15
（4）販売の現状	18
（5）市民と農とのふれあいの現状	20
3. 町田市の農業の課題	22
（1）担い手における課題	22
（2）農地における課題	22
（3）販売における課題	23
（4）市民と農とのふれあいにおける課題	24

第4章 町田市の農業の基本方針	2 5
1. 基本方針	2 5
2. 基本目標	2 5
3. 基本目標の相関図	2 6
4. 計画期間における数値目標	2 7
(1) 確保すべき農家数	2 7
(2) 確保すべき経営耕地面積	2 7
(3) 農用地利用集積の目標	2 8
(4) 労働時間と農業所得目標	2 8
(5) 農業産出額の目標	2 9
《本計画で使用した主な調査結果及び参考文献等》	3 0
第5章 実行計画	3 1
1. 施策の体系	3 1
2. 実行計画	3 2
基本目標Ⅰ：意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり	3 2
(1) 認定農業者・認定新規就農者への支援【重点】	3 2
(2) 新たな担い手の育成・支援【重点】	3 4
(3) 安全で安心な農産物の生産支援	3 6
基本目標Ⅱ：都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮	3 8
(1) 遊休農地の解消【重点】	3 8
(2) 市街化区域農地の維持・活用	4 0
(3) 農地が持つ多面的機能の発揮	4 2
基本目標Ⅲ：立地を活かした地産地消の推進	4 4
(1) ブランド化の推進強化【重点】	4 4
(2) 市内産農産物の流通促進【重点】	4 6
基本目標Ⅳ：多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上	4 8
(1) 多様な農にふれあう機会の創出【重点】	4 8
(2) 町田農業の魅力の伝達	5 0
第6章 計画の進め方	5 2
補 章 経営モデルの設定	5 3
1. 野菜を主にした経営体モデル	5 4
2. 観光農園・体験農園を主にした経営体モデル	5 4
3. 植木を主にした経営体モデル	5 5
4. 花きを主にした経営体モデル	5 5
5. 畜産を主にした経営体モデル	5 6

附属資料	5 7
1. 策定経過	5 7
2. 第4次町田市農業振興計画策定検討委員会設置要綱	5 8
3. 第4次町田市農業振興計画策定庁内検討委員会設置要綱	6 0
4. 第4次町田市農業振興計画策定検討委員会委員名簿	6 2
5. 第4次町田市農業振興計画策定庁内検討委員会委員名簿	6 2

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨と背景

(1) 計画策定の主旨

町田市の農業は、農業者の高齢化による担い手不足や市街化区域¹農地の減少など、様々な課題を抱えていますが、市内には約 42 万人が居住する大消費地の側面を持ち、野菜を中心に多様な農産物を供給しています。また、2015 年に施行された都市農業振興基本法²や生産緑地³の“平成 34 年問題”等を踏まえ、新たな振興施策の展開が求められています。

そこで本計画においては、町田市の農業の現状と課題整理を行い、目指す農業振興の方向や施策展開に関する考え方を示すとともに、農業者や町田市農業協同組合等の農業団体、民間団体、行政のそれぞれが役割を果たしていくことにより、町田市の農業振興を図ります。

なお、本計画は都市農業振興基本法における「地方計画」として位置づけ、農業経営基盤強化促進法⁴における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と関連づけた計画とします。

(2) 計画策定の背景 ～ 第3次計画からの変化 ～

①農業経営基盤強化促進法の改正

2009 年に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地等の効率的な利用に向け、集積を促進することを目的とする農地利用集積円滑化事業が創設されました。

町田市は 2011 年に農地利用集積円滑化団体となり、遊休農地を新たな担い手にあつせんする同事業を開始しました。

②都市農業振興基本法の成立

都市農業の安定的な継続を図るとともに、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に都市農業振興

1 市街化区域

すでに市街地を形成している区域、10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

2 都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続と多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的として 2015 年 4 月に制定された都市農業の振興における基本理念を定めた法律。

3 生産緑地

市街化区域内の一団で 500 平米以上の農地で、行政から生産緑地の指定を受けたもの。なお、生産緑地の“平成 34 年問題”については、P 2 の『③生産緑地の“平成 34 年問題”』を参照。

4 農業経営基盤強化促進法

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じることを定めた法律。

第1章 計画の策定にあたって

基本法が制定されました。同法第9条に基づき国が策定する都市農業振興基本計画を基本とし、地方公共団体は同法第10条に基づき都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされました。

③生産緑地の“平成34年問題”

生産緑地は、農地の保全に加えて、災害の防止や都市における良好な生活環境の形成・保全においても重要な役割を果たしています。生産緑地は、市街化区域内の農地を対象に指定され、この指定により、農地所有者は30年営農を続けることにより税制面での優遇措置を受けることができます。

この生産緑地の多くが2022（平成34）年頃に指定から30年を迎え、生産緑地法第10条に基づき生産緑地の買取申出ができるようになります。

生産緑地の減少に歯止めをかける為、国土交通省及び農林水産省は、営農継続と農地の適正保全が担保されることを条件に、税制改正を含めた協議の中で、市街化区域の生産緑地が貸借される場合も相続税の納税猶予の適用対象に含める措置の導入に向けた検討を行っています。

④市民の食と農に関わる関心の高まり

第3次計画策定からの10年間において、健康志向、簡便化志向、経済性志向などに代表されるように、消費者の生活スタイルは大きく変化を遂げています。それに伴い、安全で安心な農産物への意識の高まりや、身近な場所で利用できる市民農園や体験農園、収穫体験機会への期待、農業にかかわる多様な体験やサービスを提供する複合施設への期待など、消費者の食や農に関わる関心が高まっています。

2. 計画の構成

本計画では第2章において、計画の基本理念や町田市が目指す農業の将来像を掲げています。

第3章では、町田市の農業の現状と課題を整理し、第4章ではその課題を解決し、計画の基本理念を達成するための基本目標を掲げています。

第5章では、基本目標ごとに施策を設定し、その施策に対して主要な事業と5年後（2021年度）を見据えたスケジュールと目標を設定した実行計画を掲げています。

第6章では、本計画の推進にあたり農業者・市民・農業関係団体や民間団体・行政の役割と進捗確認や評価等の進行管理についての方法を掲げています。

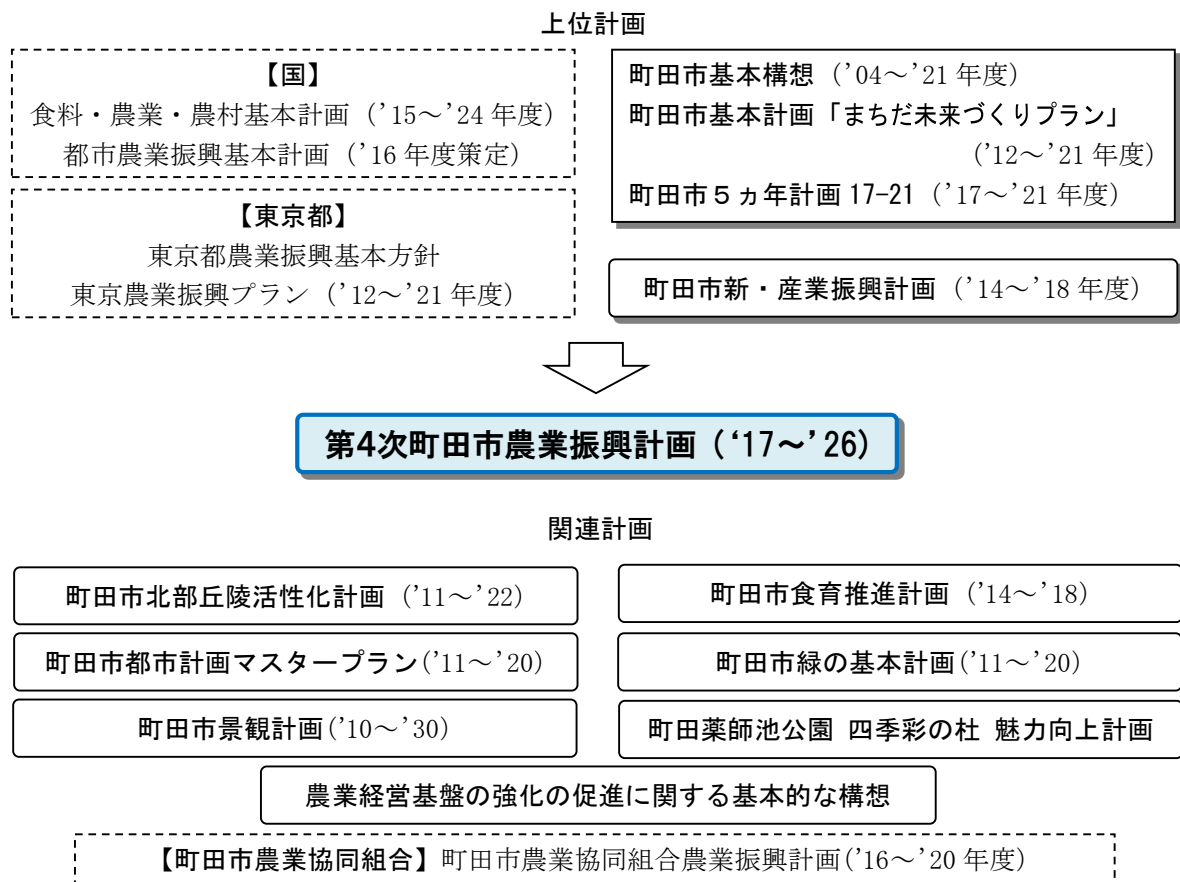
補章では、農業者が将来目指すべき姿の指標として、経営モデルを例示しています。

3. 計画期間

本計画の期間は、2017年度から2026年度までの10年間としますが、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じ、中間年である5年を目途に見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、下記に示す市の基本構想・基本計画、国や東京都の上位計画を踏まえ、関連計画との整合性を図り、策定するものです。



第2章 町田市の農業の将来像

1. 基本理念

「市民と農をつなぐ」魅力ある町田農業の推進 ～ 担い手が育ち、活躍するまち「町田」 ～

町田市は市街地と農地が密接しており、農業が様々な形で市民の生活に関わっています。市民は、市内産の農産物の購入や農業体験を通して、農に魅力を感じ理解することで農業を支えていきます。そして、農業者は市民のニーズに応えるために、更に安心安全な農産物を生産し、地域内で密接に市民と農業者が支えあい共生します。このように都市農業を推進することで、市民と農業の間につながりをもたらし、お互いに支えあっていくことで町田市の農業を魅力あるものとしていきます。

そこで、本計画の基本的な理念を『「市民と農をつなぐ」魅力ある町田農業の推進』とし、都市農業が果たす機能が農業と市民を結びつけることで、農業者の経営基盤を強化し、安定的な農業の継続につなげ、ひいては町田の農を後世に渡りしっかりと引き継いでいくものとします。また、副題を「担い手が育ち、活躍するまち『町田』」とし、農業の新たな担い手を育成するとともに、多様な担い手が農業を生業として活躍する環境を整えていきます。

2. 町田市が目指す農業の将来像

町田市の農業の特徴は二面的な農業環境であり市街地に畑地や果樹園などが存在し、農住の調和がとれた環境が形成されている一方で、北部丘陵をはじめとした里山にも農地が多く残っており、田園風景や豊かな自然環境を享受することができます。

一方で、農業者の高齢化とともに、担い手不足により遊休農地が増加し、相続等により農地面積は減少していることから、農業にとって厳しい状況が続いています。将来にわたって農業・農地を残していくためには、市民や多様な担い手により農地が守られ、生業としての農業がしっかりと営まれる環境の整備が必要となってきます。

そこで、農業全体を「担い手」「農地」「販売」「市民と農とのふれあい」の4つの視点に分類し、それぞれの要素ごとに基本理念を踏まえて将来像を描きました。4つの将来像は今後の町田市の農業が目指すべき姿として位置づけ、基本理念の実現に向けた施策を展開していきます。

（１）「担い手」における将来像

農業者は生産の喜びとやりがいを持って農業経営を行っていきます。

代々続く高い技術を持った農業者は、その技術を生かし質の良い農産物を生産し、他の農業者を牽引します。その一方で、農業者を目指す方は技術を学び、就農できる制度を活用し新しい担い手が誕生していきます。また、農家のお手伝いをする援農ボランティアが農業者を支える担い手になります。

都市農業の強みを生かし、生産直売から体験、観光、加工と様々な経営手法が取り入れられ、多様な担い手、多様な農業経営が展開されていきます。

（２）「農地」における将来像

農業者の高齢化や後継者不足により手が回らなくなった農地は貸借され、新たな担い手の活用により守られていきます。市街地の中でしっかりと維持・管理された農地や田園風景は美しく、また、北部丘陵地域では里山の原風景が守られ、訪れる人にも癒しとなります。

農地は、気候・風土・生物多様性、環境保全など多様な役割を果たします。

市民はこうした農地の多様な機能に対する価値の高さを評価し、農業への理解が醸成されていきます。

（３）「販売」における将来像

直売所や朝市・マルシェなどで気軽に手に入れることができる市内産農産物は、遠方から流通されてくる農産物とは違う、とれたてならではの高い鮮度と栄養価で、市民に喜びをもたらし、その消費量は増加していきます。

生産者と市内食品関連事業者等の連携により野菜や牛乳、卵などの農産物の流通がスムーズに行われ、飲食店やカフェなどで市内産を使用したメニューや、菓子や漬物などの農商工連携商品の開発が進みます。その結果、アイスクリームやプリン、ジャムなどの農業者が自ら行う６次産業商品も増え、市民はもっと気軽に市内産農産物の素晴らしさを知ることができます。

安定的に食材の供給を行うために地域ぐるみで運搬納入体制を確立することで、生産者の配送・納品への負担感を減らします。安定し、生産者の負担の少ない流通システムは、小規模農業者の生産量増加を促すきっかけとなっていきます。

市内小学校でも子どもたちに新鮮な市内産農産物を使用した給食を提供し、子どもたちは市内産農産物の味の良さを知り、町田市の農業について理解を深めていきます。子どもたちの食育は、その家庭の中にも広がり、さらに農への理解を深めるきっかけとなります。

(4)「市民と農とのふれあい」における将来像

畑が近隣にある立地条件を利用し、市民は市民農園や体験農園、観光農園などで気軽に農作業を経験し、研修農場では援農や就農に向けた研修が受けられるようになります。

市では毎年農業祭を開催し、市内産農産物を見たり味わうことができるほか、農商連携による食品の開発により、市民の農への関心を高まっています。

高齢化や担い手不足で手が回らない農家の作業や流通を、多様な面から市民が支え、お互いに守っていくことで、市民と農業者の間で町田市への愛着が醸成されます。

2020年度に開園が予定される薬師池公園四季彩の杜のゲートハウス・農業体験エリア（P48 参照）は、今まで農業に関わりのない方や興味の無かった方々が気軽に農にふれあえる場所になります。

「健康増進のため自然とふれあいたい方」から、「自分で食べるものを自分で作りたい方」、「農家を支え貢献したい方」まで、市内の比較的利便性の良い身近な場所で、農業体験を楽しむことができます。

市民が楽しみながら農に関わることで、市民のコミュニティーも再生されます。さまざまな過程で市民は農への理解を広げ、市内農産物の生産の過程を知ること、農を知り、町田市内の農業者の存在が身近になっていきます。

